

## 博多港国際ターミナル パンフレットラック 掲出事業者募集要項①

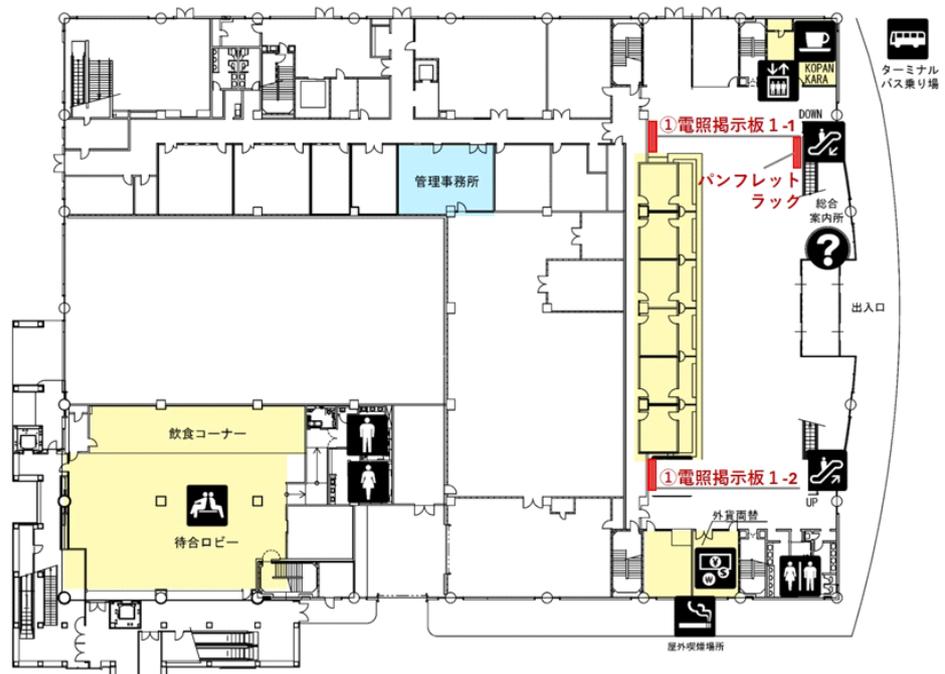
掲出枠	最大A4サイズ、枠数16枠
設置場所	1F総合案内所横
掲出単位	スポット掲出 : 1日単位
	月間掲出 : 当該月1日より末日まで
掲出期限	許可日より 最長、当該年度末まで
掲出料金	スポット掲出 1日 1,100 円 (税込み) / 枠 ※福岡市条例料金適用
	月間掲出 月々 11,000 円 (税込み) / 枠 ※福岡市条例料金適用
	※公共サービス以外の営利利用料金は、条例に基づいた上記料金となります。
仕様	
許可基準	博多港国際ターミナル条例施行規則 第7条 の基準に基づき、その広告等が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許可はできません。 (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するとき。 (2) 美観を害するとき。 (3) 利用者に不快感を与えるとき。 (4) その他市長が不相当と認めるとき。
許可条件 (支払条件等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告制作・設置にかかる費用は掲出事業者の負担となります。</li> <li>・ 利用料金のお支払確認後、許可書を発行いたします。</li> </ul>
受付・申込方法	「博多港国際ターミナル許可申請書(占有)」に記入・押印のうえ、申請書(様式第3号: 占有利用申請書)を郵送又はFAX願います。
申込書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 許可申請書(占有)</li> <li>・ 掲出広告資料(データ等)</li> </ul>
掲出広告資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 掲出物の内容等を審査のうえ、選定いたします。</li> <li>・ 内容によっては、掲出をお断りする場合がございます。</li> <li>・ 掲出決定事業者は、その権利を他社に譲ることはできません。</li> <li>・ 広告掲出物の設置(更新・撤去等)は、事前に弊社と日時等協議のうえ作業を行うようお願いいたします。</li> </ul>
その他注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 掲出物運搬、広告メディア作成・更新、現状復旧これらに関する経費の一切は、利用者のご負担となります。</li> </ul>

# 博多港国際ターミナル パンフレットラック 掲出事業者募集要項②

パース



配置図  
(1F)



## ■お問い合わせ

- ・施設内見学その他のご要望は、博多港国際ターミナル管理事務所までお問い合わせください。

福岡市博多区沖浜町14-1 博多港国際ターミナル 管理事務所

TEL092-282-4871 Email : [contact@hakataport.com](mailto:contact@hakataport.com)